平成２７年（フ）第８６号
群馬県高崎市石原町1473番地５
破産者　長谷川郁枝
１　決定年月日　平成27年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１８６号
埼玉県入間市大字上藤沢563番地24
破産者　岡山　永治
１　決定年月日　平成27年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１９０号
埼玉県狭山市狭山台３丁目25番地　４－４－1004
破産者　川崎　幸裕
１　決定年月日　平成27年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２４７号
埼玉県ふじみ野市元福岡３丁目11番６号　セゾン杉浦103号
破産者　齋藤　貞幸
１　決定年月日　平成27年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２３１号
静岡市葵区籠上12番20―503号、旧住所静岡市葵区常磐町３丁目５番16―203号
破産者　大石　敏也
１　決定年月日　平成27年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４号
静岡県伊東市十足610番地の39　新井山荘、前住所兵庫県尼崎市昭和通２丁目５番16号
破産者　新井國男こと　朴　　國男
１　決定年月日　平成27年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第８号
愛知県知多郡武豊町大字東大高字北浜田58番地１　ビューテック独身寮Ｂ棟321号
破産者　濱脇　一輝
１　決定年月日　平成27年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５５６号
名古屋市中区千代田５丁目７番15号　アーバニア千代田1103号
破産者　乗松　吉孝
１　決定年月日　平成27年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６９８号
名古屋市中川区二女子町６丁目58番地
破産者　玉山益相こと　張　　益相
１　決定年月日　平成27年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６９９号
愛知県春日井市瑞穂通４丁目22番地サンハイツミズホ405号
破産者　菊池　太介
１　決定年月日　平成27年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７１３号
名古屋市港区高木町４丁目34番地の１　ラ・ナシカあらこがわ
破産者　山田美惠子
１　決定年月日　平成27年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７２５号
名古屋市中村区向島町５丁目66－１　県営向島住宅２号棟109号室、開始決定時の住所愛知県清須市土器野204番地３　レインボウコートⅡ101
破産者　藤井　國勝
１　決定年月日　平成27年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７２６号
愛知県海部郡大治町大字西條字北屋敷112番地、従前の住所愛知県清須市下河原981番地５シャトレ愛松清須601
破産者　藤井　克巳
１　決定年月日　平成27年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７９６号
愛知県小牧市大字東田中185番地１　シャンポール峯Ⅱ１棟201号
破産者　舘　　和博
１　決定年月日　平成27年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９号
神戸市東灘区御影山手６丁目８番34―212号
破産者　稲岡万貴子
１　決定年月日　平成27年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７４号
広島市東区牛田早稲田１丁目13番11―202号、開始決定時の住所広島県安芸郡府中町本町２丁目13番５号
破産者　兼岡　千年
１　決定年月日　平成27年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３２８号
北海道紋別市渚滑町元新３丁目171番地の１
破産者　斉藤　　篤
１　決定年月日　平成27年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３号
青森県十和田市東三番町４番７号　済誠会ビル２階３階、旧住所青森県十和田市西十一番町６番５号
破産者　齋藤　俊幸
１　決定年月日　平成27年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部